

賃上げ促進税制の見直し (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

- 物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、本税制を見直す。
(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止。)

改正概要

改正後

中堅企業 ※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率 ※5	両立支援 女性活躍	税額控除率
	+4%	10%	プラチナくるみん or えるばし三段階目以上	5% 上乗せ
	+5%	15%		
	+6%	25%		

改正前

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率
+ 3 %	10%		+ 10%	プラチナくるみん or えるばし三段階目以上	5 % 上乗せ
+ 4 %	25%				

中小企業 ※2	全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率
	+ 1.5 %	15%	くるみん or えるばし二段階目以上	5 % 上乗せ
	+ 2.5 %	30%		

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額控除率	教育訓練費 (前年度比)	税額控除率	両立支援 女性活躍	税額控除率
+ 1.5 %	15%		+ 5 %	くるみん or えるばし二段階目以上	5 % 上乗せ
+ 2.5 %	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

※2 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。

※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。

※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。

※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。

※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。